

グリーンインフラの活用に関するワークショップ支援業務委託公募型プロポーザルに係る質問および回答

番号	質問項目	質問	回答
1	実施要領 6 参加資格(10)(ア)	本業務の「類似業務」の定義をご教示ください。	国や地方公共団体又はその他の公共団体で「グリーンインフラに関連する業務」や「公園・緑地等に関するワークショップや住民説明会に係る運営業務」を類似業務の実績とします。
2	実施要領 6 参加資格(10)(イ)	「樹木医」と「自然再生士」の両方の資格を有していることが条件となるのでしょうか、いずれか片方の資格のみを有していることが条件となるのでしょうか、ご教示ください。	「樹木医」、「自然再生士」のどちらかの資格を有していれば可とします。
3	実施要領 6 参加資格(10)(イ)(ウ)	実施要領6(10)(イ)(ウ)に記載の「～を有する者を配置すること。」の『者』とは、(イ)(ウ)いずれも「主任技術者」のみを指しているのでしょうか、或いは、様式4に記載する「主任技術者」と「その他配置予定者」のいずれかが別々に有していても、本業務の体制として認められるのでしょうか。具体的には、実施要領6(10)(イ)については「主任技術者」のみが有し、実施要領6(10)(ウ)については「その他配置予定者」のみが有している体制が認められるのでしょうか。	「主任技術者」、「その他の配置予定者」のどちらかが条件を満たしていれば本業務の体制として認めます。
4	実施要領 7 参加申込手続 (1)	上記質問に関連し、仮に、実施要領6(10)(イ)については「主任技術者」のみが有し、実施要領6(10)(ウ)については「その他配置予定者」のみが有している体制が認められる場合、書類の記載方法は以下でよろしいでしょうか。 ◆実施要領6(10)(ア)については「業務実績調書(様式3)会社分」に記載する。 ◆実施要領6(10)(イ)については「配置予定者調書(様式4)」に記載する。 ◆実施要領6(10)(ウ)については「業務実績調書(様式3)会社分」に当該業務を記載した上で、テクリス等の担当技術者名が記載された書類の写しを添付することにより、様式4に記載のある「その他配置予定者」の関与を証明する。	貴見のとおりです。
5	実施要領 7 参加申込手続(1) 9 第一次審査(書類審査)(2)	提出書類の製本方法にルールがあればご教示ください(両面コピー又は片面コピー、全体をファイル綴じ又はホッチキス留め等)。	ルールや指定はございません。 貴社の考えにより、製本をお願いします。
6	実施要領 9 第一次審査(書類審査)(1)	「提案者を特定することができる内容の記述はしない」とのことですが、これは「正」「副」いずれにも記載しなくてよろしいでしょうか。或いは「正」のみ所属企業名を記載しておいた方がよろしいでしょうか。	「正」のみ事業者名等を付してください。 「副」については、提案事業者が特定できるような名称(社会福祉法人、株式会社等の表記も含む)、ロゴマーク等は使用しないでください。それらが記載される書類については、当該箇所をマスキングし、判別できないようにしてください。

グリーンインフラの活用に関するワークショップ支援業務委託公募型プロポーザルに係る質問および回答

番号	質問項目	質問	回答
7	実施要領 10 第二次審査(プレゼンテーション審査)(5)	プレゼンテーション資料については、第一次審査のために提出した書類のみであり、その他追加資料の使用は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
8	実施要領 6 参加資格(10)(イ)	6 参加資格 (10) その他業務上必要な条件等は、次の事項によること。 (イ) 樹木医、自然再生士の資格を有する者を配置すること。 この両方の資格保有者を配置する必要があるのか、それともどちらか片方でよいのか。 ご教示のほどよろしくお願い申し上げます。	2 に同じ。
9	実施要領 6 参加資格(10)(イ)(ウ)	本件業務について、一部業務を再委託する場合に申込者と再委託先のいずれかで、「実施要領」6参加資格(10)(イ)(ウ)にかかる資格、実績を有する者を配置すれば問題ないという認識でよろしいでしょうか。問題ない場合、参加申込書をご提出する際に再委託先を含む様式2～4の書類をご提出すれば良いでしょうか。	実施要領 6 参加資格(10)(イ)(ウ)については、共同事業体の構成法人からの配置を可としますが、再委託先での配置は不可とします。
10	仕様書 5 業務内容(2)	ワークショップの参加者にかかる公募および集客にかかる手続きについては貴市が実施されるとの認識でよろしいでしょうか。貴市がご対応されるならば、今回の業務の履行場所である戸塚地区中心の住民の方々が参加されるものという認識でよろしいでしょうか。	公募については、市で実施します。また、参加者については、戸塚地区中心の住民参加を想定しています。詳細については、受託事業者と協議のうえで選定を考えています。(広報誌及びホームページで公募予定)
11	実施要領 6 参加資格(10)(イ)	樹木医、自然再生士の資格については、同一人物の両資格保有ではなく、各資格に対して1名の技術者が配置できれば参加資格を認められるという理解でよろしいでしょうか。	2・3 に同じ。
12	実施要領 6 参加資格(9)	上記資格の配置技術者については、共同事業体の構成法人(代表法人ではない)または協力企業からの配置でも可能でしょうか。ここでのいう協力企業は、共同事業体の構成法人ではなく、技術アドバイスの実施者を想定しております。	「樹木医」または「自然再生士」の有資格者については、共同事業体の構成法人からの配置を可としますが、協力企業からの配置は不可とします。
13	実施要領 6 参加資格(9)	共同企業体の構成に当たって、企業同士が締結する協定書の指定様式はございますでしょうか。ない場合は、任意様式でよろしいでしょうか。	任意様式で提出をお願いします。

グリーンインフラの活用に関するワークショップ支援業務委託公募型プロポーザルに係る質問および回答

番号	質問項目	質問	回答
14	実施要領 6 参加資格(9)	共同企業体の締結協定書については、提出する必要がありますでしょうか。提出の必要がある場合、各企業体の押印については省略することは可能でしょうか。	共同企業体協定書の提出をお願いします。その際、各企業体の押印の省略は不可とします。
15	実施要領 6 参加資格(9)	共同企業体にて参加を行う場合、プロポーザル参加申込書（様式1）、企画提案書（様式6）の提出に当たっては、押印の省略は可能でしょうか。押印省略が不可の場合、代表企業のみ押印でお認め頂けないでしょうか。	プロポーザル参加申込書(様式1)、企画提案書(様式6)の提出では、押印の省略は可とします。
16	仕様書 1 業務の目的	目的の後半に記載のある「合意形成を図る」というのは、地域市民の総意を取り付ける等の成果が求められるのでしょうか。けやき通りの実施内容はハード整備であるのに対し、業務内容ではワークショップにて市民協働の方向性を話し合うこととなっており、ハード整備に対する合意形成とは異なると思います。本業務の成果としてはワークショップで得られた意見に基づく市民協働の取り組み内容や方向性のとりまとめという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。